

公立大学法人岐阜県立看護大学

平成23年度 業務の実績に関する評価結果

平成24年8月

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

## 法人の概要

### 1 法人の現況

#### (1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

#### (2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047番地1

#### (3) 設立年月日

平成22年4月1日

#### (4) 役員状況

理事長 小西 美智子

理事 黒江 ゆり子

理事 北山 三津子

理事 佐藤 昭三

理事(非常勤) 岡安 賢二

監事 浅井 直美

監事 安達 和平

#### (5) 組織図

別紙のとおり

#### (6) 職員数(平成23年5月1日現在の教員・事務職員数)

教員 53名(学長含む) 事務職員 27名

### 2 法人の基本的な目標

#### (1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を拓いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

#### (2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点をおき、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけではなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に出向いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

### 3 設置する大学の概要

#### (1) 名称

岐阜県立看護大学

#### (2) 看護学部看護学科の教育理念・目標

##### ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

##### イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

- ・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

#### (3) 看護学研究科の教育理念・目標

##### ア 教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援である。この支援では、常に看護サービス利用者中心のあり方が基本となる。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。

##### イ 教育目標

###### (ア) 博士前期課程

看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指している。そのため、看護実践の現場において利用者の多種多様なニーズを適確に捉え、利用者中心のケアを確実に導くことができることを重視している。

これらの看護職者は、同時に看護実践の特質を踏まえた看護学教育にも関与でき、現職者の看護生涯学習支援に貢献できる人材であり、下記の能力を有する看護の実践的指導者である。

- ・専門性の高い看護実践を遂行する能力
- ・看護の質の充実に向けた改革を実行する能力
- ・多様な関係者の中で、ケア充実に向けた調整・管理をする能力
- ・総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力
- ・各種の専門領域で、後輩の指導を担う能力

###### (イ) 博士後期課程

看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育成する。

具体的には、まず大学・大学院における教員として、看護実践の特質を踏まえた教育研究活動を実施できる人の育成である。次に、看護実践現場において必要な人材として、複雑な要因が絡む看護実践の改革を組織的に指導できる実践研究指導者の育成である。

そのために、下記の能力を培う。

- ・保健・医療・福祉施設など、看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解がで

き、実践の改善・改革の研究を指導できる能力

- ・ 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育(基礎教育)や大学院教育を実施できる能力

(4) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻(博士課程)開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(5) 学生の状況(平成23年5月1日現在の学部学生・大学院学生数)

看護学部 324名

看護学研究科 45名

(6) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース(慢性看護、小児看護、がん看護)を開講した。

大学院博士前期課程に専門看護師コースの第1回修了生2名が、平成23年12月に専門看護師認定審査に合格した(「小児看護」「がん看護」)。

## 全体評価

### 1 総評

#### 【総合的な評定】

「 A（中期目標の達成に向けて順調に進んでいる） 」

#### 【評定の区分】

| 段階 | 説明  |
|----|---|
| S  | 中期目標の達成に向けて特筆すべき実施状況にある（特記事項の内容等を勘案して評価委員会が特に認める場合） |
| A  | 中期目標の達成に向けて順調に進んでいる。                                |
| B  | 中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる。                            |
| C  | 中期目標の達成のためにはやや遅れている。                                |
| D  | 中期目標の達成のためには重大な遅れがある。                               |

### 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 【特筆すべき点】

各種国家資格合格率においては、全国合格率を上回る高いレベルを維持し、県内への就職の促進を図る取り組みや、科学研究費補助金等外部資金の獲得に向けた支援に取り組むなど、県内の看護サービスの質の向上へ大きく貢献していると認められる。

#### 【課題】

・新たに設置を検討している専門看護師コースについては、県内看護職の需要を把握するとともに関係機関との協議を的確に行い、ニーズに応じたコースの開設に取り組まれない。

・主体的に学び考え行動する人材を養成する大学づくりのため、学修時間の確保、アクティブラーニングのための学習環境整備の重要性が言われている。施設の開放等による学習環境整備の充実については十分な取り組みがなされているが、学修時間の確保についてシラバス等で工夫するなど、更なる充実を期待する。

・看護職について、これから在宅に力を注がなければならないため、訪問看護師のレベルアップを図る専門コースの開講も必要である。

### 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 【特筆すべき点】

事務職員の評価制度について、基本方針作成のみならず採用開始前に制度を構築できたことや、法人監事である公認会計士と協働して科学研究費補助金の内部監査を実施するなど、内部牽制の向上を図っていることは評価できる。

#### 【課題】

情報セキュリティ研修会が講師の都合により中止となったことは不可抗力であり致し方ないが、不測の事態にも対応できるよう確実な実施が可能となるような研修計画を立てる必要がある。

### 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 【特筆すべき点】

施設貸出の有料化の実施等に伴う収入の確保、複数年契約による委託経費の節減を図るなど、管理経費の節減や電気、再生紙の使用量の大幅な削減を実施している。

#### 【課題】

電気料金単価の引き上げ等の想定外経費がかさみ、実質9%の管理費増となっている。

5 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

全ての項目において、法人の自己評価どおり年度計画が実施されている。

6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

【特筆すべき点】

キャンパスハラスメント防止研修を学生、教職員に対してそれぞれ実施するなど、ハラスメントの啓発、防止対策に努めている。

【課 題】

ハラスメントを潜在化させない工夫や、ハラスメントが発生した場合に迅速に対応できる体制を整えておくことが望ましい。

7 その他

【特筆すべき点】

・災害発生時に救援物資が確保されるまでの日数、避難人数を勘案し、剰余金を活用して災害用備蓄品を購入したり、災害時の支援協力について、岐阜県、羽島警察署と協定を締結するなど、災害対策を強化している。

・中期計画の見直し、達成目標を数値化するなど、昨年度の指摘事項を速やかに改善している。

項目別評価 一大項目ごとの検証（確認）結果

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【特筆すべき点、遅れている点等】

- ケアチームを組んで協働活動を確実に実施できる教育プログラムを開発し、実践していることは評価できる。今後より深まることを期待する。(NO.1)
- 職場における課題を共有しFD研修会で議論を行ったり、透明性・客観性を確保するための論文審査を実施しているなどの具体的な取り組みが評価できる。(NO.6)
- 実績報告には具体的な取り組みを記載されたい。(NO.10)
- 受験生も多く、定員が充足されており、学生の確保については評価できる。今後も在学生による母校訪問継続、学生確保のための取り組みの更なる充実を期待したい。(NO.12)
- 主体的に学び考え行動する人材を養成する大学づくりのため、学修時間の確保、アクティブラーニングのための学習環境整備の重要性が言われている。学習環境整備については十分な取り組みがなされているが、学修時間の確保についてシラバス等で工夫するなど、更なる充実を期待する。(NO.14)
- 丁寧な指導で県内就職率が向上することは望ましい。今後ますます向上することを期待する。(NO.28)
- 科学研究費補助金等、外部資金獲得のための申請支援を今後も維持されたい。(NO.33)
- 丁寧な指導で県内就職率が向上することは望ましい。今後ますます向上することを期待する。県内の看護サービスの質の向上には、長期間就業や大学院入学など、レベルアップができる環境作りが必要である。(NO.37)
- 県内の看護職者の質の向上のため、様々な方法による看護実践研究支援が実施されており、高く評価できる。(NO.41)
- 学習支援として効果を上げているものと評価できる。今後は図書館利用者を看護職のみから一般に広げる検討を実施されたい。(NO.43)
- 調査等を実施した結果を基に、具体的な実施方法を検討するなど、継続性のある取り組みを期待する。(NO.45)
- 高等学校看護科教員の確保は全国的に大変困難な状況であるため、養成機関としての機能を持たれることを望む。(NO.47)
- 医療機関との連携のみならず、広い分野との連携を目指してほしい。(NO.54)

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

| 中項目             | 中期計画達成済み | 検証対象項目数 | I<br>年度計画を大幅に下回っている | II<br>年度計画を下回っている | III<br>おおむね年度計画どおり実施している | IV<br>年度計画を上回っている |
|-----------------|----------|---------|---------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 業務運営の改善         | 3        | 6       |                     |                   | 6                        |                   |
| 人事の適正化          |          | 3       |                     |                   | 2                        | 1                 |
| 事務の実施体制の充実及び効率化 |          | 4       |                     |                   | 3                        | 1                 |
| 危機管理            |          | 7       |                     |                   | 7                        |                   |
| 合計              |          | 20      | 0                   | 0                 | 18                       | 2                 |

【検証結果の概要】

- 労働契約法等の改正に迅速に対応できるように、常に動向を把握できる体制を整えてほしい。(NO.63)
- 法人事務局プロパー職員の今後の年次採用計画についても記載されたい。(NO.65)
- 事務職員の評価制度について、採用開始前に構築できたことは評価できる。(NO.66)
- 年度計画にある研修方針を作成し、プロパー職員採用開始前に研修計画、研修資料作成等、研修を円滑に実施するための事前準備を行っていることは、年度計画を上回って実施していると認められる。(NO.68)
- 感染症の発生状況を把握し早期に対応して予防に努めていることは評価できる。インフルエンザワクチン接種の推進を周辺医療機関等に協力依頼するなど更なる努力を期待したい。(NO.75)
- 情報セキュリティに関して注意喚起や研修会を開催するなど継続的な実施が確認できた。教員を対象とした研修会が講師の都合により中止となったことは不可抗力であり致し方ないが、年度当初に計画するなど確実な実施に努めてほしい。(NO.77)

3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

|                | 検証<br>対象<br>項目数 | I<br>年度計画を<br>大幅に下回<br>っている | II<br>年度計画を<br>下回ってい<br>る | III<br>おおむね年<br>度計画どお<br>り実施して<br>いる | IV<br>年度計画を<br>上回ってい<br>る |
|----------------|-----------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 自己収入の確保        | 3               |                             |                           | 3                                    |                           |
| 経費の抑制          | 2               |                             |                           | 2                                    |                           |
| 資産の運用管理の<br>改善 | 1               |                             |                           | 1                                    |                           |
| 合計             | 6               | 0                           | 0                         | 6                                    | 0                         |

【検証結果の概要】

○電気料金単価の引き上げ等は不可避的要素と考えられる。使用量については大幅に削減しており、努力していると認められる。(No.82)

4 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

| 中項目     | 検証<br>対象<br>項目数 | I<br>年度計画を<br>大幅に下回<br>っている | II<br>年度計画を<br>下回ってい<br>る | III<br>おおむね年<br>度計画どお<br>り実施して<br>いる | IV<br>年度計画を<br>上回ってい<br>る |
|---------|-----------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 自己点検・評価 | 2               |                             |                           | 2                                    |                           |
| 情報公開の推進 | 2               |                             |                           | 2                                    |                           |
| 合計      | 4               | 0                           | 0                         | 4                                    | 0                         |

【検証結果の概要】

○全ての項目において、法人の自己評価どおり年度計画が実施されている。

5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

|                  | 検証<br>対象<br>項目数 | I<br>年度計画を<br>大幅に下回<br>っている | II<br>年度計画を<br>下回ってい<br>る | III<br>おおむね年<br>度計画どお<br>り実施して<br>いる | IV<br>年度計画を<br>上回ってい<br>る |
|------------------|-----------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 施設・設備の整備、<br>活用等 | 3               |                             |                           | 3                                    |                           |
| 倫理               | 3               |                             |                           | 3                                    |                           |
| 環境の保護            | 2               |                             |                           | 2                                    |                           |
| 合計               | 8               | 0                           | 0                         | 8                                    | 0                         |

【検証結果の概要】

○キャンパスハラスメント防止研修会を開催しており評価できるが、アンケート調査を実施するなど、潜在化しないための工夫をされたい。また、ハラスメントが発生した場合の役割分担を取り決めておくなど、迅速に対応できる体制を整えておくことが望ましい。(NO.92)

参考 県内就職率・国家試験合格率・当期総利益

|     | 県内就職率 | 国家試験合格率 |       |      | 当期総利益 |
|-----|-------|---------|-------|------|-------|
|     |       | 保健師     | 看護師   | 助産師  |       |
| H22 | 51.3% | 97.4%   | 100%  | 100% | 50百万円 |
| H23 | 61.8% | 93.7%   | 97.5% | 100% | 42百万円 |